

国際紙出願（日本語）電子運用化規準

平成18年

国際紙出願（日本語）における明細書、請求の範囲及び図面を、「パソコン出願ソフト3」を介して電子化するマニュアルである。

I. 調整課確認事項

1. 国際紙出願（日本語）の明細書のXMLデータ作成において、最大限項目付けをする。
（調整課）
2. 国際紙出願（日本語）の段落番号の記述のない明細書の段落番号付与について問題はない。
（調整課）
3. 国際紙出願（日本語）の段落番号の記述のあるもので、項目の配下に段落番号がない場合の処理は、新たな段落番号を付与することとする。
（調整課）

国際出願課

調整係

管理係

方式審査専門官

目次

- I. 書誌項目の設定について
 - 1. 特許出願人
 - 2. 発明者
 - II. 明細書の項目設定について
 - 1. 【書類名】明細書
 - 2. 【発明の名称】
 - 3. 【技術分野】又は【背景技術】
 - 4. 発明の開示」関係項目について
 - 5. 「産業上の利用可能性」
 - 6. 「図面の簡単な説明」
 - 7. 「実施例」
 - 8. 符号の説明
 - 9. 項目付例
- 注) 明細書の規定項目
- 【書類名】、【発明の名称】、【技術分野】、【背景技術】、【発明の開示】、【発明が解決しようとする課題】、【課題を解決するための手段】、【発明の効果】、【実施例】、【実施例 n】、【特許文献 n】、【非特許文献 n】、【産業上の利用可能性】、【図面の簡単な説明】、【符号の説明】、【発明を実施するための最良の形態】、【配列表フリーテキスト】、
【配列表】(ST25 の配列表の発注は無いため、【配列表】として処理する。)
- III. 明細書及び図面の図題 (【図 n】)
 - IV. 明細書中の表題 (【化 n】)
 - V. 明細書中の表題 (【数 n】)
 - VI. 明細書中の表題 (【表 n】)
 - VII. 事例
 - VIII. 電子出願ソフトを使用した申請書類の例
 - IX. 参考

I. 書誌入力項目

① 書類記号を入力する。

※記載が無い場合、桁数が多い場合、若しくは、使用できない文字を含んでいる場合は“受付番号”を設定する。

② 発明の名称を入力する。 ※全角文字に限る（ファンクションは削除）。

③ 出願人（発明者）情報を入力する。

書誌情報より以下の内容を入力する。

法人・自然人（当出願人は発明者でもある）・氏名又は名称と英語・識別番号・国又は地域・郵便番号・住所と英語・指定国を入力する。

※「住所又は居所」の国際出願時に記載のないものは、【住所又は居所】の項目に入力しない。

④ 代理人情報

書誌情報より以下の内容を入力する。

法人・自然人・氏名又は名称と英語・識別番号・国又は地域・郵便番号・住所と英語を入力する。

⑤ 手続実行者識別番号

1.願書のX欄に記名押印のある筆頭者を手続き実行者とする。

2.手続き実行者である出願人または代理人には識別番号を必ず設定する。

※記載が無い場合及び規定外の場合は“900000001”を設定する。

3.送信ファイル作成時に手続き実行者を選択する。

⑥ 優先権情報

書誌情報の優先権情報より入力する。

II. 明細書の項目設定について

注) 明細書の前記の規定項目以外は、ブラケット (“[” “]”) で囲む処理とし、内容を含め上位タグの内容とする。

1. 「【書類名】明細書」は、必ず設定する。
2. 【発明の名称】は、必ず設定する。
3. 【発明の名称】の次に、【技術分野】又は【背景技術】のいずれかの項目を設定し、配下に段落番号【0001】を設定する。
4. 「発明の開示」関係項目について
 - ①「発明の開示」が子項目と別に記述された場合は、【発明の開示】の配下に段落番号【000n】を設定する。
 - ②子項目「発明が解決しようとする課題」、「課題を解決するための手段」又は「発明の効果」が親項目「発明の開示」と離れて記述され「項目化」出来ない場合は、子項目をブラケット (“[” “]”) で囲む処理とし、内容を含め上位タグの内容とする。
 - ③「発明の開示」項目が、明細書中の何れにも記述がなく、子項目が単独で出現した場合は、最初に出現した子項目の前に親項目の【発明の開示】を設定、配下に段落番号【000n】を設定する。
5. 「図面の簡単な説明」は、【図面の簡単な説明】とし、配下に段落番号【000n】を設定する。

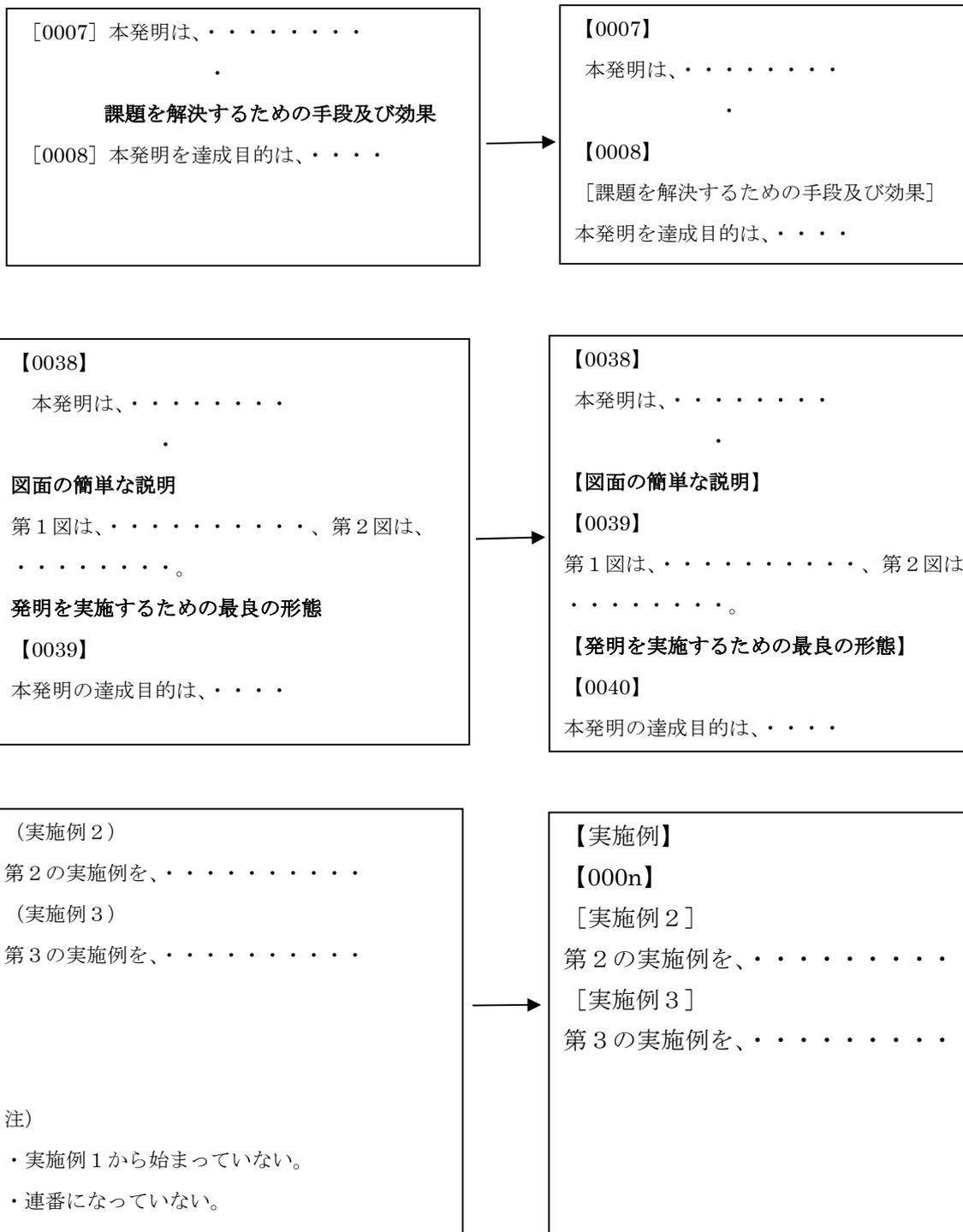
なお、図題が「図n又は【図n】」と記述されない場合は、【図n】を設定しない。
6. 「符号の説明」は、【符号の説明】とし、配下に段落番号【000n】を設定する。

また、「図面」として提出された「符号の説明」は、【図面の簡単な説明】の後に設定する。
7. 「発明を実施するための最良の形態」は、【発明を実施するための最良の形態】とし、配下に段落番号【000n】を設定する。
8. 「実施例」または「実施例n」は【実施例】または【実施例n】とし、配下に段落番号【000n】を設定する。
9. 「産業上の利用可能性」は、【産業上の利用可能性】とし、配下に段落番号【000n】を設定する。

10. 項目付例

国際段階

項目付け



Ⅲ. 明細書及び図面の図題の読替付与について

国際段階の表記が以下の場合、矢印右項目へと読み替える。

以下の表記以外については、問合せとする。

図（その 1）	→	【図 1】
第 1 図－ 1	→	【図 1－ 1】
図 1 / 1	→	【図 1－ 1】
図 1（その 1）	→	【図 1－ 1】
図 1 / A 1	→	【図 1－ A 1】
図 1 A / 1	→	【図 1 A－ 1】
図 1－ A / 1	→	【図 1－ A 1】
図 1 [1]	→	【図 1（ 1）】
図 1 { 1 }	→	【図 1（ 1）】
図 1 < 1 >	→	【図 1（ 1）】
図 1 《 1 》	→	【図 1（ 1）】
図 1 「 1 」	→	【図 1（ 1）】
図 1 『 1 』	→	【図 1（ 1）】

1)、一、一)、①、I、i	→	1
2)、二、二)、②、II、ii	→	2
3)、三、三)、③、III、iii	→	3
4)、四、四)、④、IV、iv	→	4
5)、五、五)、⑤、V、v	→	5
6)、六、六)、⑥、VI、vi	→	6
7)、七、七)、⑦、VII、vii	→	7
8)、八、八)、⑧、VIII、viii	→	8
9)、九、九)、⑨、IX、ix	→	9
10)、十、十)、⑩、X、x	→	10

IV. 明細書中の表題（【化 n】）の読替付与について

国際段階の表記が以下の場合、矢印右項目へと読み替える。

以下の表記以外については、問合せとする。

化（その 1）	→	【化 1】
化学式 1	→	【化 1】
化式 1	→	【化 1】
化学式 1 / 1	→	【化 1 - 1】
化 1（その 1）	→	【化 1 - 1】
化式 1 / A	→	【化 1 - A】
化式 1 - 1 / A	→	【化 1 - 1 A】
科学式 1	→	【化 1】
科式 1	→	【化 1】
化 1 [1]	→	【化 1 (1)】
化 1 { 1 }	→	【化 1 (1)】
化 1 < 1 >	→	【化 1 (1)】
化 1 《 1 》	→	【化 1 (1)】
化 1 「 1 」	→	【化 1 (1)】
化 1 『 1 』	→	【化 1 (1)】

1)、一、一)、①、I、i	→	1
2)、二、二)、②、II、ii	→	2
3)、三、三)、③、III、iii	→	3
4)、四、四)、④、IV、iv	→	4
5)、五、五)、⑤、V、v	→	5
6)、六、六)、⑥、VI、vi	→	6
7)、七、七)、⑦、VII、vii	→	7
8)、八、八)、⑧、VIII、viii	→	8
9)、九、九)、⑨、IX、ix	→	9
10)、十、十)、⑩、X、x	→	10

V. 明細書中の表題（【数 n】）の読替付与について

国際段階の表記が以下の場合、矢印右項目へと読み替える。

以下の表記以外については、問合せとする。

数（その 1）	→	【数 1】
数学式 1	→	【数 1】
数式 1	→	【数 1】
数 1（その 1）	→	【数 1 - 1】
数学式 1 / 1	→	【数 1 - 1】
数式 1 / A	→	【数 1 - A】
数式 1 - 1 / A	→	【数 1 - 1 A】
数 1 [1]	→	【数 1 (1)】
数 1 { 1 }	→	【数 1 (1)】
数 1 < 1 >	→	【数 1 (1)】
数 1 《 1 》	→	【数 1 (1)】
数 1 「 1 」	→	【数 1 (1)】
数 1 『 1 』	→	【数 1 (1)】

1)、一、一)、①、I、i	→	1
2)、二、二)、②、II、ii	→	2
3)、三、三)、③、III、iii	→	3
4)、四、四)、④、IV、iv	→	4
5)、五、五)、⑤、V、v	→	5
6)、六、六)、⑥、VI、vi	→	6
7)、七、七)、⑦、VII、vii	→	7
8)、八、八)、⑧、VIII、viii	→	8
9)、九、九)、⑨、IX、ix	→	9
1 0)、十、十)、⑩、X、x	→	1 0

VI. 明細書中の表題（【表 n】）の読替付与について

国際段階の表記が以下の場合、矢印右項目へと読み替える。

以下の表記以外については、問合せとする。

表（その 1） → 【表 1】

表 1（その 1） → 【表 1 - 1】

グラフ 1 → 【表 1】

（表題も含めて抽出する。）

VII. 事例

事例 1

明 細 書

竹の子ばね

技術分野

この発明は、竹の子ばねの隣接螺回条間に隙間がなく、主に鋼鉄で作ら
.....。

背景技術

従来から、所謂竹の子ばねと称される、弾性材からなる帯材を巻貝条
.....。

発明の開示

本発明は、竹の子ばねを形成する螺回された弾性帯材を、基本的には竹
.....。

図面の簡単な説明

第 1 図は、この発明にかかる好ましい竹の子ばねの断面を示す図であり、
第 2 図は、この竹の子ばねを製造する装置の原理を示す図である。

発明を実施するための最良の形態

本発明をより詳細に説述するために、添付の図面に従ってこれを説明す
.....。

産業上の利用可能性

以上のように、本発明にかかる竹の子ばねは、旋盤その他の工作機械の
.....。

事例 1 の電子化項目付例

【書類名】 明細書

【発明の名称】 竹の子ばね

【技術分野】

【0001】

この発明は、竹の子ばねの隣接螺回条間に隙間がなく、主に鋼鉄で作ら
.....。

【背景技術】

【0002】

従来から、所謂竹の子ばねと称される、弾性材からなる帯材を巻貝条
.....。

【発明の開示】 ←上位タグにてタグ付けする。

【0003】

本発明は、竹の子ばねを形成する螺回された弾性帯材を、基本的
.....。

【図面の簡単な説明】

【0004】

第1図は、この発明にかかる好ましい竹の子ばねの断面を示す図であり、第2図は、
この竹の子ばねを製造する装置の原理を示す図である。

【発明を実施するための最良の形態】

【0005】

本発明をより詳細に説述するために、添付の図面に従ってこれを説明する。
.....。

【産業上の利用可能性】

【0006】

以上のように、本発明にかかる竹の子ばねは、旋盤その他の工作機械の
.....。

注) 図面の簡単な説明の【図n】は、設定しない。(原文どおり入力)

事例 2

明 細 書

竹の子ばね

この発明は、竹の子ばねの隣接螺回条間に隙間がなく、しかもその竹
.....。

従来から、所謂竹の子ばねと称される、弾性材からなる帯材を巻貝
.....。

発明の開示

本発明は、竹の子ばねを形成する螺回された弾性帯材を、基本的
.....。

課題を解決するための手段

本発明は、竹の子ばねを形成する為の.....

図面の簡単な説明

図 1 第 1 図は、この発明にかかる好ましい竹の子ばねの断面を示す図
.....。

発明を実施するための最良の形態

本発明をより詳細に説述するために、添付の図面に従ってこれを説明する。
.....。

産業上の利用可能性

以上のように、本発明にかかる竹の子ばねは、旋盤その他の工作機械の
.....。

事例 2 の電子化項目付例

【書類名】 明細書

【発明の名称】 竹の子ばね

【技術分野】 ← 職権で付与（段落開始前に**【技術分野】**又は**【背景技術】**が必要）

【0001】

この発明は、竹の子ばねの隣接螺回条間に隙間がなく、しかもその竹
。

【0002】

従来から、所謂竹の子ばねと称される、弾性材からなる帯材を巻貝
。

【発明の開示】

【0003】

本発明は、竹の子ばねを形成する螺回された弾性帯材を、基本的
。

【0004】

【課題を解決するための手段】←発明の開示直下に段落があるので、ブラケット

本発明は、竹の子ばねを形成する為の.....

【図面の簡単な説明】

【0005】

【図1】 第1図は、この発明にかかる好ましい竹の子ばねの断面を示す図
。

【発明を実施するための最良の形態】

【0006】

本発明をより詳細に説述するために、添付の図面に従ってこれを説明する。
。

【産業上の利用可能性】

【0007】

以上のように、本発明にかかる竹の子ばねは、旋盤その他の工作機械の
。

事例 3

明 細 書

竹の子ばね

技術分野

この発明は、竹の子ばねの隣接螺回条間に隙間がなく、しかもその竹
。

背景技術

従来から、所謂竹の子ばねと称される、弾性材からなる帯材を巻
 貝。

特許文献 1 米国特許第 2, 3 4 5, 6 7 8 号

特許文献 2 日本特公昭 6 4 - 2 3 4 5 6 号

これらの明細書に示される竹の子ばねは、螺回された綱帯が、円錐
 状。

発明の開示

本発明は、竹の子ばねを形成する螺回された弾性帯材を、基本的には
 竹。

図面の簡単な説明

第 1 図は、この発明にかかる好ましい竹の子ばねの断面を示す図であり、
 第 2 図は、この竹の子ばねを製造する装置の原理を示す図である。

発明を実施するための最良の形態

本発明をより詳細に説述するために、添付の図面に従ってこれを説明す
。

発明が解決しようとする課題（又は、「課題を解決するための手段」）

先に述べた弾性を有する真直な帯状材料 1 が、巻付ロール 2 の軸と
 直。

産業上の利用可能性

以上のように、本発明にかかる竹の子ばねは、旋盤その他の工作機械
 の。

事例 3 の電子化項目付例

【書類名】 明細書

【発明の名称】 竹の子ばね

【技術分野】

【0001】

この発明は、竹の子ばねの隣接螺回条間に隙間がなく、しかもその竹
。

【背景技術】

【0002】

従来から、所謂竹の子ばねと称される、弾性材からなる帯材を巻
 貝.....。

【特許文献 1】 米国特許第 2, 3 4 5, 6 7 8 号

【特許文献 2】 日本特公昭 6 4 - 2 3 4 5 6 号

【0003】

これらの明細書に示される竹の子ばねは、螺回された綱帯が、円錐
 状.....。

【発明の開示】

【0004】

本発明は、竹の子ばねを形成する螺回された弾性帯材を、基本的には
 竹.....。

【図面の簡単な説明】

【0005】

第 1 図は、この発明にかかる好ましい竹の子ばねの断面を示す図であり、第 2 図は、
 この竹の子ばねを製造する装置の原理を示す図である。

【発明を実施するための最良の形態】

【0006】

本発明をより詳細に説述するために、添付の図面に従ってこれを説明す
。

[発明が解決しようとする課題（又は、「課題を解決するための手段」）]←下位タグ
 が上位タグの下位ではなく、他のタグの下位にあるのでタグ化せず、ブラケ
 ット処理として、段落番号は付与しない。

先に述べた弾性を有する真直な帯状材料 1 が、巻付ロール 2 の軸と
 直.....。

【産業上の利用可能性】**【0007】**

以上のように、本発明にかかる竹の子ばねは、旋盤その他の工作機械
の・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

注)「発明が解決しようとする課題」又は、「課題を解決するための手段」は、ブラケット (“[” “]”) で囲む処理とし、内容を含め上位タグの内容とする。(段落番号は設けない。)

事例 4

明 細 書

竹の子ばね

技術分野

この発明は、竹の子ばねの隣接螺回条間に隙間がなく、しかもその竹の
.....。

背景技術

従来から、所謂竹の子ばねと称される、弾性材からなる帯材を巻貝条
.....。

- 特許文献 1 米国特許第 1, 2 3 4, 5 6 7 号
- 特許文献 2 米国特許第 2, 3 4 5, 6 7 8 号
- 特許文献 3 日本特公昭 6 4 - 2 3 4 5 6 号

発明の開示

本発明は、竹の子ばねを形成する螺回された弾性帯材を、基本的には
竹.....。

図面の簡単な説明

第 1 図は、この発明にかかる好ましい竹の子ばねの断面を示す図であり、
第 2 図は、この竹の子ばねを製造する装置の原理を示す図である。

発明を実施するための最良の形態

本発明をより詳細に説述するために、添付の図面に従ってこれを説明
す.....。

産業上の利用可能性

以上のように、本発明にかかる竹の子ばねは、旋盤その他の工作機械
の.....。

事例4の電子化項目付例

【書類名】 明細書

【発明の名称】 竹の子ばね

【技術分野】

【0001】

この発明は、竹の子ばねの隣接螺回条間に隙間がなく、しかもその竹の
。

【背景技術】

【0002】

従来から、所謂竹の子ばねと称される、弾性材からなる帯材を巻貝条
。

【特許文献1】 米国特許第1, 234, 567号

【特許文献2】 米国特許第2, 345, 678号

【特許文献3】 日本特公昭64-23456号

【発明の開示】

【0003】

本発明は、竹の子ばねを形成する螺回された弾性帯材を、基本的には
 竹.....。

【図面の簡単な説明】

【0004】

第1図は、この発明にかかる好ましい竹の子ばねの断面を示す図であり、第2図
 は、この竹の子ばねを製造する装置の原理を示す図である。

【発明を実施するための最良の形態】

【0005】

本発明をより詳細に説述するために、添付の図面に従ってこれを説明
 す.....。

【産業上の利用可能性】

【0006】

以上のように、本発明にかかる竹の子ばねは、旋盤その他の工作機械
 の.....。

事例 5

明 細 書

竹の子ばね

背景技術

1. 技術分野

本発明は、竹の子ばねの隣接螺回条間に隙間がなく、しかもその竹の
.....。

2. 関連技術の説明

従来から、所謂竹の子ばねと称される、弾性材からなる帯材を巻貝条
.....。

発明の開示

本発明は、竹の子ばねを形成する螺回された弾性帯材を、基本的には
竹.....。

事例 5 の電子化項目付例

【書類名】 明細書

【発明の名称】 竹の子ばね

【背景技術】

【0001】

1. 技術分野

本発明は、竹の子ばねの隣接螺回条間に隙間がなく、しかもその竹の
.....。

2. 関連技術の説明

従来から、所謂竹の子ばねと称される、弾性材からなる帯材を巻貝条
.....。

【発明の開示】

【0002】

本発明は、竹の子ばねを形成する螺回された弾性帯材を、基本的には
竹.....。

事例 6

明 細 書

竹の子ばね

背景技術

1. 技術分野

本発明は、竹の子ばねの隣接螺回条間に隙間がなく、しかもその竹の
.....。

2. 関連技術の説明

従来から、所謂竹の子ばねと称される、弾性材からなる帯材を巻貝条
.....。

発明が解決しようとする課題

本発明は、竹の子ばねを形成する螺回された弾性帯材を、基本的には
竹.....。

事例 6 の電子化項目付例

【書類名】 明細書

【発明の名称】 竹の子ばね

【背景技術】

【0001】

1. 技術分野

本発明は、竹の子ばねの隣接螺回条間に隙間がなく、しかもその竹の

2. 関連技術の説明

従来から、所謂竹の子ばねと称される、弾性材からなる帯材を巻貝条

【発明の開示】 ← 親項目を追加する。

【発明が解決しようとする課題】

【0002】

本発明は、竹の子ばねを形成する螺回された弾性帯材を、基本的には
 竹.....。

注)

・ 2つ目以降の『発明の開示』配下の項目が、他の項目下で記述されている場合は、その項目名を（“[” “]”）で囲む処理とし、内容を含め上位タグの内容とする。

事例7

明 細 書

竹の子ばね

発明の背景

[0001] 発明の分野

本発明は、竹の子ばねの隣接螺回条間に隙間がなく、しかもその竹の
.....。

[0002] 背景技術

従来から、所謂竹の子ばねと称される、弾性材からなる帯材を巻貝条
.....。

[0003]

本発明は、竹.....。

事例7の電子化項目付例

【書類名】明細書

【発明の名称】竹の子ばね

【技術分野】

【0001】

発明の背景

発明の分野

本発明は、竹の子ばねの隣接螺回条間に隙間がなく、しかもその竹の

.....。

【背景技術】

【0002】

従来から、所謂竹の子ばねと称される、弾性材からなる帯材を巻貝条.....。

【0003】

本発明は、竹の子ばねを形成する螺回された弾性帯材を、基本的には竹.....。

事例 8

明 細 書

竹の子ばね

発明の背景

[0001] **発明の技術分野**

[0002] 本発明は、竹の子ばねの隣接螺回条間に隙間がなく、しかもその竹の.....。

関連技術の説明

[0003] 従来から、所謂竹の子ばねと称される、弾性材からなる帯材を巻貝条.....。

発明の開示

[0004] 本発明は、竹の子ばねを形成する螺回された弾性帯材を、基本的には竹.....。

事例 8 の電子化項目付例

【書類名】 明細書

【発明の名称】 竹の子ばね

【技術分野】

【0001】

[発明の背景]

[発明の技術分野]

【0002】

本発明は、竹の子ばねの隣接螺回条間に隙の・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

【0003】

[関連技術の説明]

従来から、所謂竹の子ばねと称される、弾性材からなる帯材を巻貝条
・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

【発明の開示】

【0004】

本発明は、竹の子ばねを形成する螺回された弾性帯材を、基本的には
竹・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

事例 9

【0037】

(7) 本発明の.....
.
.

図面の簡単な説明

第1図は、.....

第2図は、.....

発明を実施するための最良の形態

【0038】

本発明の実施例を次に記載する。

【実施例1】

事例 9 の項目付例

【0037】

(7) 本発明の.....
.
.

【図面の簡単な説明】

【0038】

第1図は、.....、
第2図は、.....

【発明を実施するための最良の形態】

【0039】

本発明の実施例を次に記載する。

【実施例1】

【0040】

注) 審査において、「図面の簡単な説明」で検索サーチすることがないため、ブラケット (“[” “]”) で囲む処理で問題はないが、「パソコン出願ソフト3」では、「図面」が存在する場合、明細書中に【図面の簡単な説明】項目が必須となる。そのため、明細書に「段落番号」が付与され「図面の簡単な説明」の次に段落番号の記述がない「事例9」の場合は、「図面の簡単な説明」をタグ化し、次に、「段落番号」を職権で繰り上げ付与する。

事例 10

【0037】

(7) 本発明の.....
.
.

発明の開示

本発明は、.....
.....

【発明を実施するための最良の形態】

【0038】

本発明の実施例を次に記載する。

【実施例 1】

【0039】

事例10の項目付例

【0037】

(7) 本発明の.....
.
.

【発明の開示】

【0038】

本発明は、.....
.....

【発明を実施するための最良の形態】

【0039】

本発明の実施例を次に記載する。

【実施例1】

【0040】

注) 段落番号については、支障がでないところまで繰り上げ（繰り下げ）新規付与してかまわない。

「発明の開示」下の子項目については、デリミタ処理が不可であればブラケット処理とする。

正常な原稿の見本として追加しました。
 なお、データ末尾に、国内手続きの資料を参考資料として添付してあります。

VIII. 電子出願ソフトを使用した申請書類の例 <明細書>

明 細 書

ハンドスキャナ

技術分野

[0001] 本発明は、走査位置の観測確認が容易なハンドスキャナに、...

背景技術

[0002] イメージ入力装置の中で、...

[0003] しかし、文書の部分イメージ入力などに、...

[0004] 一般文書の任意の一部を、...

[0005] この改善策として、密着センサを使用し、...

特許文献1:特開2003-000000号公報

非特許文献1:特許一 郎著「ハンドスキャナのいろいろ、...

発明の開示

発明が解決しようとする課題

[0006] 解決しようとする問題点は、...

課題を解決するための手段

[0007] 本発明は、書面の走査位置または、...

発明の効果

[0008] 本発明のハンドスキャナは、...

図面の簡単な説明

[0009] [図1]ハンドスキャナの実施方法を示した説明図である。(実施例1)

[図2]ハンドスキャナの実施方法を示した説明図である。(実施例2)

符号の説明

[0010] 1 ハンドスキャナハウジング

2 入力書面

3 1次元イメージセンサ

4 ワイドレンズ

5 照明ランプ

発明を実施するための最良の形態

[0011]ハウジング外または可能な限り...

実施例 1

[0012] 図1は、本発明装置の1実施例の断面図であって...

[0013] センサ3は入力位置P点を常に走査しており...

:

実施例 2

[0014] 一般にセンサ受光面の光軸方向の...

[0015] [数1]

数式イメージ

[0016] [表1]

表のイメージ

主走査を行い...

[0017] 上記の数式において...

[0018] このような光学系の実装形態を...

[0019] 図2の実施例は...

産業上の利用可能性

[0020] 筐体に取り付けたスイッチを...

配列表フリーテキスト

[0021] 配列表の説明など

[配列表]

配列表テキスト・イメージ

<特許請求の範囲>

請求の範囲

[1] レンズ系を介して書面からの反射散乱光を...

[数1]

数式イメージ

[表1]

表のイメージ

[2] 二次元イメージセンサに受講することで主走査を行い...

<要約書>

要約書

【課題】書面に垂直方向に対して...

化学式のイメージ

【解決手段】レンズ系を介して...

<図面>

[図1]

図のイメージ

[図2]

図のイメージ

■ パソコン出願中間データ例

【書類名】 明細書

【発明の名称】 ハンドスキャナ

【技術分野】

【0001】

本発明は、走査位置の観測確認が容易なハンドスキャナに...

【背景技術】

【0002】

イメージ入力装置の中で...

【0003】

しかし、文書の部分イメージ入力などに...

【0004】

一般文書の任意の一部を...

【0005】

この改善策として、密着センサを使用し...

【特許文献1】 特開2003-000000号公報

【非特許文献1】 特許一原著 「ハンドスキャナのいろいろ...

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

解決しようとする問題点は...

【課題を解決するための手段】

【0007】

本発明は、書面の走査位置または...

【発明の効果】

【0008】

本発明のハンドスキャナは...

【図面の簡単な説明】

【0009】

【図1】 ハンドスキャナの実施方法を示した説明図である。(実施例1)

【図2】 ハンドスキャナの実施方法を示した説明図である。(実施例2)

【符号の説明】

【0010】

1 ハンドスキャナハウジング

2 入力書面

国内手続きとの相違：

【図面の簡単な説明】の位置

但しパソコン出願ソフト上は不問

位置はパソコン出願ソフト上では不問

図面に符号の説明が有る場合は

図面の簡単な説明の次に設定

3 1次元イメージセンサ

4 ワイドレンズ

5 照明ランプ

【発明を実施するための最良の形態】

【0011】

ハウジング外または可能な限り...

【実施例1】

【0012】

図1は、本発明装置の1実施例の断面図であって...

【0013】

センサ3は入力位置P点を常に走査しており...

:

【実施例2】

【0014】

一般にセンサ受光面の光軸方向の...

【0015】

【数1】

数式イメージ

【0016】

【表1】

表のイメージ

主走査を行い..

【0017】

上記の数式において...

【0018】

このような光学系の実装形態を...

【0019】

図2の実施例は...

【産業上の利用可能性】

【0020】

筐体に取付けたスイッチを...

【配列表フリーテキスト】

【0021】

配列表の説明など

[配列表]

配列表テキスト・イメージ

【配列表】はST. 25形式のリンクのみ有効
(RO願書では対象外のため、)
[配列表] (ブラケットで囲む) で処理。

【書類名】請求の範囲

【請求項1】

レンズ系を介して書面からの反射散乱光を...

【数1】

数式イメージ

【表1】

表のイメージ

【請求項2】

一次元イメージセンサに受講することで主走査を行い...

【書類名】要約書

【課題】書面に垂直方向に対して...

国内手続きとの相違：【要約】は不要

化学式のイメージ

【解決手段】レンズ系を介して...

【選択図】図n以降を削除

【書類名】図面

【図1】

図のイメージ

BMP形式、
図面代用写真はJ P E G形式（白黒）

【図2】

図のイメージ

■ 上記例のXML (タグ確認用)

```

<?xml version="1.0" encoding="Shift_JIS"?>
<!DOCTYPE application-body PUBLIC "-//WIPO//DTD APPLICATION BODY 1.1//EN"
"application-body.dtd" []>
<application-body country="JP" dtd-version="1.1" lang="ja" status="n">
<description>
<invention-title>ハンドスキャナ</invention-title>
<technical-field>
<p num="0001">
本発明は、走査位置の観測確認が容易なハンドスキャナに. . .
</p>
</technical-field>
<background-art>
<p num="0002">
イメージ入力装置の中で. . .
</p>
<p num="0003">
しかし、文書の部分イメージ入力などに. . .
</p>
<p num="0004">
一般文書の任意の一部を. . .
</p>
<p num="0005">
この改善策として、密着センサを使用し. . . <br />
<patcit num="1"><text>特開 2 0 0 3 - 0 0 0 0 0 号公報</text></patcit>
<nplcit num="1"><text>特許一 郎 著 &#160; 「ハンドスキャナのいろいろ. . . </text></nplcit>
</p>
</background-art>
<disclosure>
<tech-problem>
<p num="0006">
解決しようとする問題点は. . .
</p>
</tech-problem>
<tech-solution>

```

<p num="0007">
 本発明は、書面の走査位置または. . .
 </p>
 </tech-solution>
 <advantageous-effects>
 <p num="0008">
 本発明のハンドスキャナは. . .
 </p>
 </advantageous-effects>
 </disclosure>
 <description-of-drawings>
 <p num="0009">
 <figref num="1">ハンドスキャナの実施方法を示した説明図である。(実施例1)</figref>
 <figref num="2">ハンドスキャナの実施方法を示した説明図である。(実施例2)</figref>
 </p>
 </description-of-drawings>
 <heading>符号の説明</heading>
 <p num="0010">
 1 ハンドスキャナハウジング

 2 入力書面

 3 1次元イメージセンサ

 4 ワイドレンズ

 5 照明ランプ
 </p>
 <best-mode>
 <p num="0011">
 ハウジング外または可能な限り. . .
 </p>
 </best-mode>
 <mode-for-invention mode-num="1">
 <p num="0012">
 図1は、本発明装置の1実施例の断面図であって. . .
 </p>
 <p num="0013">
 センサ3は入力位置P点を常に走査しており. . .

 :

```

</p>
</mode-for-invention>
<mode-for-invention mode-num="2">
<p num="0014">
一般にセンサ受光面の光軸方向の. . .
</p>
<p num="0015">
<maths num="1">
<img he="12.2" wi="48.8" file="JPOXMLDOC01-appb-M000003.tif" img-format="tif" />
</maths>
</p>
<p num="0016">
<tables num="1">
<img he="12.2" wi="48.8" file="JPOXMLDOC01-appb-T000004.tif" img-format="tif" />
</tables>
主走査を行い. . .
</p>
<p num="0017">
上記の数式において. . .
</p>
<p num="0018">
このような光学系の実装形態を. . .
</p>
<p num="0019">
図2の実施例は. . .
</p>
</mode-for-invention>
<industrial-applicability>
<p num="0020">
筐体に取り付けたスイッチを. . .
</p>
</industrial-applicability>
<sequence-list-text>
<p num="0021">
配列表の説明など<br />
[配列表] <br />

```

```

    配列表テキスト・イメージ    <br />
    &#160;<br />
    &#160;
    </p>
</sequence-list-text>
</description>
<claims>
<claim num="1">
<claim-text>
    レンズ系を介して書面からの反射散乱光を. . . <br />
<maths num="1">

<img he="12.2" wi="48.8" file="JPOXMLDOC01-appb-M000001.tif" img-format="tif" />
</maths>
<tables num="1">

<img he="7.4" wi="29.5" file="JPOXMLDOC01-appb-T000002.jpg" img-format="jpg" />
</tables>
&#160;

</claim-text>
</claim>
<claim num="2">
<claim-text>
    一次元イメージセンサに受講することで主走査を行い. . . <br />
    &#160;<br />
    &#160;<br />
    &#160;
</claim-text>
</claim>
</claims>
<abstract>
<p num="">
    【課題】書面に垂直方向に対して. . . <br />
<img he="12.2" wi="48.8" file="JPOXMLDOC01-appb-I000007.tif" img-format="tif" />
    【解決手段】レンズ系を介して. . . <br />

```

```
&#160;<br />
&#160;<br />
&#160;
</p>
</abstract>
<drawings>
<figure num="1">
<img he="12.2" wi="48.8" file="JPOXMLDOC01-appb-D000005.tif" img-format="tif" />
</figure>
<figure num="2">
<img he="12.2" wi="48.8" file="JPOXMLDOC01-appb-D000006.tif" img-format="tif" />
</figure>
</drawings>
</application-body>
```

IX. 参考

国内手続ガイドライン〔JPOのホームページより〕

説明1 記録項目の概要

明細書に記録すべき主な項目の概要は、次のとおりです。

記録項目	概要
【発明の名称】	<ul style="list-style-type: none"> ・【書類名】欄の次に【発明の名称】の欄を設けて、当該発明の内容を簡明に表したものを記録します。
【技術分野】	<ul style="list-style-type: none"> ・発明の技術上の意義を理解するために必要な事項として、原則として、特許を受けようとする発明の属する技術の分野を記録します。 ・【技術分野】の配下には、必ず段落番号（【0001】等）を記録します。 <p>また、段落番号は、補正をするときに一意に特定できるように明細書内で4桁のアラビア数字で【0001】、【0002】・・・【9999】のように連続番号を付します。4桁を超える場合は、5桁で記録します（例：【0001】、【0002】・・・【9999】、【10000】）。</p>
【背景技術】 【特許文献○】 【非特許文献○】	<ul style="list-style-type: none"> ・特許を受けようとする発明に関する従来技術があるときは、なるべくそれを記録し、その従来技術に関する文献が存在することを出願時に知っているときは、その文献名を記録する【特許文献○】、【非特許文献○】の欄を【背景技術】の次になるべく記録します。 ・【背景技術】の配下には、必ず段落番号（【0001】等）を記録します。 <p>また、段落番号は、補正をするときに一意に特定できるように明細書内で4桁のアラビア数字で【0001】、【0002】・・・【9999】のように連続番号を付します。4桁を超える場合は、5桁で記録します（例：【0001】、【0002】・・・【9999】、【10000】）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許を受けようとする発明に関連する文献公知発明のうち、特許、実用新案又は意匠に関する公報の名称を記録しようとするときは、次のように記録します。 <p>例) 【背景技術】 【0002】 【特許文献1】 特開○○○○-○○○○○○号公報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許を受けようとする発明に関連する文献公知発明のうち、学術論文の名称その他の情報の所在を記録しようとするときは、著者名、出版者名、発行日等の必要な事項を次のように記録します。 <p>例) 【背景技術】 【0002】 【非特許文献1】 特許一朗著「ハンドスキャナのいろいろ」 特許出版 2003年 【非特許文献2】 □□著「○○○」 △△出版</p>
【発明の開示】 【発明が解決しようとする課題】 【課題を解決するための手段】 【発明の効果】	<ul style="list-style-type: none"> ・特許を受けようとする発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が、【発明の開示】の欄を読んで、当該発明の技術上の意義を理解し、当該発明を実施することができる程度に明確かつ十分に記録します。 ・【発明の開示】の配下には、【発明が解決しようとする課題】、【課題を解決するための手段】、【発明の効果】の3項目のいずれかを必ず記録します。 ・また、【発明が解決しようとする課題】、【課題を解決するための手段】、【発明の効果】項目の次には、必ず段落番号（【0001】等）を記録します。

<p>【発明が解決しようとする課題】</p>	<p>・発明の技術上の意義を理解するために必要な事項として、原則として、特許を受けようとする発明が解決しようとする課題を記録します。</p> <p>・【発明が解決しようとする課題】の配下には、必ず段落番号（【0001】等）を記録します。</p> <p>例) 【発明の開示】 【発明が解決しようとする課題】 【0006】 解決しようとする問題点は、…</p> <p>また、段落番号は、補正をするときに一意に特定できるように明細書内で4桁のアラビア数字で【0001】、【0002】・・・【9999】のように連続番号を付します。4桁を超える場合は、5桁で記録します（例：【0001】、【0002】・・・【9999】、【10000】）。</p>
<p>【課題を解決するための手段】</p>	<p>・発明の技術上の意義を理解するために必要な事項として、原則として、特許を受けようとする発明が課題をどのように解決したかを記録します。</p> <p>・【課題を解決するための手段】の配下には、必ず段落番号（【0001】等）を記録します。</p> <p>例) 【発明の開示】 ： ： 【課題を解決するための手段】 【0007】 本発明は、書面の走査位置またはその直前…</p> <p>また、段落番号は、補正をするときに一意に特定できるように明細書内で4桁のアラビア数字で【0001】、【0002】・・・【9999】のように連続番号を付します。4桁を超える場合は、5桁で記録します（例：【0001】、【0002】・・・【9999】、【10000】）。</p>
<p>【発明の効果】</p>	<p>・特許を受けようとする発明が背景技術との関連において有利な効果を有するものであるときは、なるべくその効果を記録します。</p> <p>・【発明の効果】の配下には、必ず段落番号（【0001】等）を記録します。</p> <p>例) 【発明の開示】 ： ： 【発明の効果】 【0008】 本発明のハンドスキャナは、…</p> <p>また、段落番号は、補正をするときに一意に特定できるように明細書内で4桁のアラビア数字で【0001】、【0002】・・・【9999】のように連続番号を付します。4桁を超える場合は、5桁で記録します（例：【0001】、【0002】・・・【9999】、【10000】）。</p>
<p>【発明を実施するための最良の形態】</p>	<p>・特許を受けようとする発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができるように、発明をどのように実施するかを記録します。</p> <p>・【発明を実施するための最良の形態】の配下には、必ず段落番号（【0001】等）を記録します。</p> <p>また、段落番号は、補正をするときに一意に特定できるように明細書内で4桁のアラビア数字で【0001】、【0002】・・・【9999】のように連続番号を付します。4桁を超える場合は、5桁で記録します（例：【0001】、【0002】・・・【9999】、【10000】）。</p>

<p>【実施例】又は【実施例〇】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特許を受けようとする発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができるように、発明をどのように実施するかを具体的に示した実施例を記録します。 ・【実施例1】、【実施例2】のように連続番号を付すこともできます。なお、【実施例1-1】、【実施例1-2】のように枝番を付すことはできません。 ・【実施例】又は【実施例〇】の配下には、必ず段落番号（【0001】等）を記録します。 また、段落番号は、補正をするときに一意に特定できるように明細書内で4桁のアラビア数字で【0001】、【0002】・・・【9999】のように連続番号を付します。4桁を超える場合は、5桁で記録します（例：【0001】、【0002】・・・【9999】、【10000】）。
<p>【産業上の利用可能性】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発明の産業上の利用方法、生産方式又は使用方法を記録します。 ・【産業上の利用可能性】の配下には、必ず段落番号（【0001】等）を記録します。 また、段落番号は、補正をするときに一意に特定できるように明細書内で4桁のアラビア数字で【0001】、【0002】・・・【9999】のように連続番号を付します。4桁を超える場合は、5桁で記録します（例：【0001】、【0002】・・・【9999】、【10000】）。
<p>【図面の簡単な説明】 【図〇】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・願書に「図面」を添付する場合は、【図面の簡単な説明】の欄が必須になります。 ・【図面の簡単な説明】の欄には、図の説明ごとに【図1】、【図2】、【図3】のように連続番号を付し、行を改めて、次のように記録します。 <p style="margin-left: 40px;">【図面の簡単な説明】 【0020】 【図1】 平面図 【図2】 立面図 【図3】 断面図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図番（【図1】等）は、「図面」に記録した番号と合わせて記録します。なお、【図〇】については、「特許出願手続ガイドライン」の「図面」を参照してください。 ・化学的方法に関する発明等についての特許出願で、図面を添付しないときは、【図面の簡単な説明】の欄を設ける必要はありません。 ・【図面の簡単な説明】の配下には、必ず段落番号（【0001】等）を記録します。 また、段落番号は、補正をするときに一意に特定できるように明細書内で4桁のアラビア数字で【0001】、【0002】・・・【9999】のように連続番号を付します。4桁を超える場合は、5桁で記録します（例：【0001】、【0002】・・・【9999】、【10000】）。
<p>【符号の説明】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・図の主要な部分を表す符号の説明を記録します。 ・【符号の説明】の欄は、【図面の簡単な説明】の欄の次になるべく記録します。 ・【符号の説明】の配下には、必ず段落番号（【0001】等）を記録します。 <p style="margin-left: 40px;">また、段落番号は、補正をするときに一意に特定できるように明細書内で4桁のアラビア数字で【0001】、【0002】・・・【9999】のように連続番号を付します。4桁を超える場合は、5桁で記録します（例：【0001】、【0002】・・・【9999】、【10000】）。</p>
<p>【配列表フリーテキスト】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配列表が数字見出し<223>（配列に関する他の情報）の項目を含み、さらに、その内容がフリーテキストで記録されている場合、当該フリーテキストの内容を、特許出願においては配列表の前に記録します。 当該記録の前には【配列表フリーテキスト】の見出しを付します。

【配列表】	<ul style="list-style-type: none"> ・塩基配列又はアミノ酸配列を記録する場合には明細書の最後に【配列表】の見出しを付し、塩基配列又はアミノ酸配列を記録します。 ・配列表は別ファイルで作成し、配列表ファイルをリンクすることで添付します。 なお、【配列表】内には、リンクタグ<A>のみ記録することができます。 ・配列表として認められるファイル形式は、次の各種類です。 <ul style="list-style-type: none"> ■ ST. 25: Patent Inで作成したもの。拡張子は[* .app]又は[* .txt] ■ HTML: Word等でHTML形式で保存したもの。内容はイメージのみです。(配列表の内容を文字ベースで作成したhtmlファイルはエラーとなります。)。拡張子は[* .html, *.html]
-------	--

説明2 記録項目及び記録内容の注意点

- ・オンライン手続における書類作成上の注意点は、『電子出願の規約』の「HTMLの規定」、「文字の制限」及び「イメージファイルの規定」を参照してください。
- ・文章は、次の点に注意して記録します。
 - a. 文章は口語体で、技術的に正確、かつ、簡明に発明の全体を出願当初から記録します。この場合において、他の文献を引用して明細書の記録に代えてはいけません。
 - b. 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書全体を通じて統一して使用します。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りではありません。技術用語は、学術用語を用います。
 - c. 登録商標は、当該登録商標を使用しなければ当該物を表示することができない場合に限り使用し、この場合は、登録商標である旨を記録します。
 - d. 微生物、外国名の物質等の日本語ではその用語の有する意味を十分表現することができない技術用語、外国語による学術文献等は、その日本名の次に括弧をしてその原語を記録します。
 - 例) 「ペニシリウム・ノタツム (Penicillium notatum)」: (糸状菌の一種)
 - 「ニューボーン・メラノサイト (newborn melanocyte)」: (メラニン色素)
 - 「高分子科学誌 (Journal of Polymer Science)」
 - e. 微生物の寄託について付された寄託番号は、その微生物名の次に記録します。
 - f. 化学物質を記録する場合において、物質名だけではその化学構造を直ちに理解することが困難なときは、物質名に加え、化学構造を理解することができるような化学式をなるべく記録します。
- ・段落番号は、【技術分野】等の項目の配下に記録します。
 - なお、補正をするときに一意に特定できるように明細書内で4桁のアラビア数字で【0001】【0002】…【9999】のように連続番号を付します。4桁を超える場合は、5桁で記録します。
 - 例) 【0001】、【0002】……【9999】、【10000】、【10001】
- ・基本的に、記録内容は段落番号の後に記録します。これは、段落番号単位で補正するためです。【技術分野】等の項目の後に、内容を記録することはできません。
- ・【発明の名称】は一番最初(【書類名】の次)に記録し、塩基配列又はアミノ酸配列を記録する場合には明細書の最後に【配列表】の見出しを付し、塩基配列又はアミノ酸配列を記録します。
- ・【発明の名称】、【配列表】以外の次の各項目は、次のように記録します。なお、同一項目を繰り返し設けることはできません。

【技術分野】
【背景技術】
【発明の開示】
【発明が解決しようとする課題】
【課題を解決するための手段】
【発明の効果】
【発明を実施するための最良の形態】
【実施例〇】
【産業上の利用可能性】
【図面の簡単な説明】
【配列表フリーテキスト】

- ・イメージで作成した化学式等を明細書中に記録するときは、明細書中の当該化学式等を記録させようとする位置に記録します。化学式のときは「【化1】」、「【化2】」、数式のときは「【数1】」、「【数2】」、表のときは「【表1】」、「【表2】」のように記録する順序により連続番号を付して記録します。化学式等は、横170mm、縦255mmを超えて記録することはできません。
なお、これらの番号には、枝番（【数1-1】等）を付すこともできます。枝番には、英数字と“.”（ピリオド）、“（”（左括弧）、“）”（右括弧）、“-”（負記号）の4種類の記号を記録できます。
- ・化学式等を記録する場合における入力形式は、JPEG（グレースケール）による記録ではなく、GIF形式又はBMP形式（いずれもモノクロ2値）により入力します。
- ・明細書中には、背景技術情報を記録します。背景技術情報を記録する場合は、段落番号内の【特許文献〇】、【非特許文献〇】に記録します。
特許文献のときは「【特許文献1】」、「【特許文献2】」のように、非特許文献のときは「【非特許文献1】」、「【非特許文献2】」のように記録する順序により連続番号を付して記録します。
なお、これらの番号には、枝番（【特許文献1-1】等）を付すこともできます。枝番には、英数字と“.”（ピリオド）、“（”（左括弧）、“）”（右括弧）、“-”（負記号）の4種類の記号を記録できます。
明細書中に【特許文献〇】、【非特許文献〇】いずれかが1つもない場合は、重度の警告になります。
また、【特許文献〇】、【非特許文献〇】にイメージを貼ることはできません。
- ・【数〇】、【化〇】、【表〇】、【図〇】、【特許文献〇】、【非特許文献〇】は、段落番号の中にだけ記録できます。それぞれ次のように、様式が個別に定められています。

記述例	説明
<p>【0001】 記述内容は段落番号の後に記録します。 文字修飾は、^{上付}下付下線が使えます。 [イメージ] も貼れます。</p>	<p>段落番号内では、文字修飾とイメージが使えます。HTMLファイル内でのタグは、次のようになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上付：<sup>タグで挟まれた範囲 ・下付：<sub>タグで挟まれた範囲 ・下線：<u>タグで挟まれた範囲 ・イメージ：
<p>【化1】 [イメージ] 上記の化学式1に示すように…</p>	<p>【化〇】の次には、対応するイメージを貼ります。 文字で化学式を記録する場合は、【化〇】を記録しないでください。</p>
<p>【数1】 [イメージ] 上記の数式1に示すように…</p>	<p>【数〇】の次には、対応するイメージを貼ります。 文字で数式を記録する場合は、【数〇】を記録しないでください。</p>
<p>【表1】 [イメージ] 上記の表1に示すように…</p>	<p>【表〇】の次には、対応するイメージを貼ります。 文字や罫線で表を記録する場合は、【表〇】を記録しないでください。</p>
<p>【特許文献1】 特開2003-499999</p>	<p>背景技術の文献を記録します。この部分には、文字修飾やイメージが使えません。</p>
<p>【非特許文献1】 ○○著△△ 2頁</p>	<p>背景技術の文献を記録します。この部分には、文字修飾やイメージが使えません。</p>

国際出願の特記事項（備考）

序のホームページに記載されているものを一部修正して追加しました。（ご確認ください）

◎【図面の簡単な説明】の位置

紙出願用に提出している明細書においては、PCT規則に準ずる形で“発明の開示”の項目の後に“図面の簡単な説明”を記載して頂いておりますが、この規則が変更された訳ではありませんので、パソコン出願ソフト3を使用なさる場合においても、従前と同様に【発明の開示】の項目の後に【図面の簡単な説明】の項目を立てて下さい。

《記載例1 ※発明の開示の直後に図面の簡単な説明を配置する場合》

【発明の開示】

【000n】

…

【図面の簡単な説明】

【000n】

【図1】…

《記載例2 ※発明の開示の後に国内出願と同様に課題、解決手段、効果の見出しを記載し、更にその後に図面の簡単な説明を配置する場合》

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【000n】

…

【課題を解決するための手段】

【000n】

…

【発明の効果】

【000n】

…

【図面の簡単な説明】

【000n】

【図1】…

◎【符号の説明】の取扱い

【符号の説明】は【図面の簡単な説明】と共に明細書の一部として【産業上の利用可能性】の後に位置しております。

PCT規則(11. 13(n))では符号の説明は、「図面に多数の引用符号を用いる場合に

は、すべての引用符号及びその対応する部分を掲げる別紙を添付することが極めて望ましい。」と規定されておりますが、パソコン出願ソフト3では符号の説明のために“別紙”を作成する機能が付加されておきませんので、明細書の一部として【符号の説明】を入力して下さい。